

第9回富山県入札契約適正化検討委員会 議事概要

日 時 平成24年6月4日(月) 15:30~ 16:20

場 所 県庁4階大会議室

出席者 委員 丹羽委員(委員長)、飯野委員、氏家委員、老月委員、山崎委員、山本委員
(神川委員は欠席)

県 柴田土木部長、熊野土木部次長、長谷川参事・管理課長、加藤参事・建設技術企画課長、須沼農林水産部次長、河村農林水産企画課長、永森農村整備課長
他

1 協議事項

工事における新たな低入札対策の導入について

2 主な質疑応答

<委員> 今回の制度について、色々なデータをもとに制度設計しているが、(経験上)数字だけで判断するのは難しいと思う。制度の導入に異論はないが、導入後においても、常に現場の意見を聞き、うまく機能しているか検証しながら実施してほしい。

住民の立場からいえば「安くて品質のよいもの」というのが一番望ましい。仮に、低入札により工事を落札した企業であったとしても、よい工事成績評価を受けた場合はメリットがあるような制度も今後検討してほしい。

<委員> 工事の品質確保を重視した今回の新たな低入札対策の導入は、非常にいい取組みだと思う。この制度の導入にあたって、企業、業界団体等の意見は聞いたのか。

<県> 個々の企業の意見を聞くことは難しいが、業界団体には今回の制度の概要を説明している。

<委員> 公共投資が減少する中、企業も本意ではないだろうが、仕事量を確保するためには低入札でなければ受注できないという事情もあると思われる。一方、こうした低入札で落札された工事については、監督・検査をしっかりと行うことが必要である。

今回提案された制度は、低入札により落札された工事の品質の低下を防ぎ、適正な履行を確保することを目的としており、公共工事の品質確保を重視したいという県の立場は理解できる。制度の導入自体に異論はないが、制度を固定化するのではなく、導入後であっても、問題点をしっかりと検証し見直すなど、よりよい制度にしていきたい。

<委員> 公共工事は、住民の立場からすれば、よいものがより安く提供されることが重要であり、一方、企業の立場からすれば、適正なコストによる落札、施工が重要である。これら双方のバランスが非常に重要だと考えている。

今回の制度は、単に低入札を一律排除しようとするものではなく、企業の有する工事成績を工事の品質確保の判断材料の一つとして加味しようというものになっており、

他県でも導入されていることから、住民サイド、企業サイド双方のバランスがとれた制度設計になっていると思う。

そうした中で、例えば他県では、低入札工事の工事成績で入札参加を制限しているものも見受けられるが、今回の導入案においてはどうか。

< 県 > 本県の場合は、低入札工事の工事成績だけでなく、通常の工事の工事成績においても75点を下回るものがあれば制限の対象とするものであり、品質確保の観点からはより対象を広げた形となっている。

< 委員 > 企業としての技術力を正確に評価するためには「平均」としたほうがより合理的と思うが、工事の品質確保という導入目的のため、「一度でも」75点未満の工事成績のある企業を制限の対象とするというのも理解できる。

ただ、工事成績が75点の工事と74点の工事では品質にどれほどの差があるのかイメージできない。

< 県 > インセンティブという面からいえば、75点以上の工事成績に対して各種優遇措置を講じていることから大きな差があると考えているが、工事の品質の面で大きな差があるかということ客観的に判断するのは非常に難しい。

工事成績評定には、工事の品質や出来ばえだけではなく、施工体制や施工状況など様々な項目があり、これらを総合的に評定するものであるため、1点の差によって工事の品質に差があるとはなかなか言い難い。

< 委員 > 基準とする線を引くことに意味があると思うが、客観的に判断する仕組みが必要ではないか。既に75点で各種優遇措置を講じているとのことであるし、優良な工事の目安だということであれば、工事の品質確保のラインを75点に設定することも1つの方法だと思う。

【審議結果】

案のとおり導入することに決定する。

以上